

高松市監査委員告示第15号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年6月30日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	中	村	伸	一
同	杉	本	勝	利

監査結果に基づく措置通知

(定期監査・行政監査)


(令和3年6月30日)



An audit committee member of Takamatsu city

 高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

 087-839-2652

 kansa@city.takamatsu.lg.jp



監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

R3.6.30

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課等	措置通知日
1	R2	R3.2.26	第3号	意見 【重点】	見積徴取に係る質問と回答の事務処理について	P16	出納室	R3.6.7

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「令和2年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》令和2年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 令和2年度の重点取組事項

(2) 契約事務の適正性について

地方自治法第234条において、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とされており、本市においても、高松市契約規則等により、各種契約事務について、細かく規定されている。

物品の購入、業務の委託、工事の請負など様々な契約行為がある中で、契約の種類、金額、内容等により、事業者の選定方法も様々であるが、契約方法によっては、契約相手の固定化や偏重が生じ、不適正な価格での契約締結に至る恐れがある。

以上の点を踏まえ、令和元年度（平成31年度）は、特に随意契約における契約事務について、公平性及び透明性を保持し、経済性の確保を図る観点から、個々の契約について技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的に判断した上で適正に行われているかを主眼に置き、定期監査を実施し、監査対象局に対しては、監査委員の指摘や意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査であることから、令和2年度においても、引き続き同様の監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和2年度／出納室		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	令和3年2月26日
区分	意見【重点】		
意見の項目	見積徴取に係る質問と回答の事務処理について		
意見の内容	見積徴取においては、公平性を確保できるよう事務処理の手順及び期間を明確にし、適正に執行されたい。		
公表文該当 ページ	P16		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20210226teikikansakekka.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年6月7日
所管課等	出納室
措置結果	<p>本件意見については、令和3年度の契約から、見積徴取の際に、質問期間を設け、指名業者から質問があった場合は、その質問内容及び回答を、指名辞退した者を除く全事業者に回答することとして、契約事務における公平性や透明性の確保を図ることとした（令和3年度は質問者なし）。</p>